

# みなとみらい本町小学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月

## 1 いじめの防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめ防止に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生する要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員

○対策委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長、副校長、教務主任、学年主任、児童支援専任教諭、人権・児童指導委員長、養護教諭

○事案の状況により、関係する教職員を加える。

○必要に応じて、心理や福祉の専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー等）の参加を求める。

### (2) 委員会の運営

○「学校いじめ防止対策委員会」は、原則として月1回、定期的開催する。

なお、いじめの疑いがあった場合は、直ちに委員会を開催する。

○校長等の責任者は、学校としての組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3) 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担うものであり、次のような具体的活動を行う。

○いじめの未然防止

◆居場所作り、自己有用感の育成、人間関係作り、コミュニケーション力の育成

- ・いじめを許さない風土、世論づくり
- ・「わかる授業」「思考判断表現を中心に児童が主体的に参加する授業」
- ・挨拶運動、相談活動の充実
- ・児童活動の充実（児童会活動・委員会活動・たてわり活動・・・等）
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

### ○いじめの早期発見・早期対応

#### ◆教育相談の充実、教職員体制の組織化と強化

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録。情報の共有。
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導と支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの組織的対応。
- ・教職員の資質の向上。
- ・アンケート等質問紙法の定期的実施と分析法の確立

### ○取組の検証

#### ◆計画の実施と検証、修正

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PCDA サイクルの実行を含む）

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ① いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、次の取り組みを行う。

- ・児童の自己有用感、自己肯定感を育成・醸成させるために授業、学級活動、児童会活動、地域活等を活用し、居場所づくりを行う。
- ・人権教育、道徳教育の推進。
- ・ユニバーサルデザインの視点を重視した授業を行い、児童一人ひとりが大切にされていると実感できる授業づくりを行う。
- ・YPアセスメント、横浜プログラムを活用した一人ひとりが生きる学級づくり（6月、11月）
- ・子どもたちの主体的な取組に対する支援（係活動、委員会活動、クラブ活動など）
- ・インターネットを通じたいじめの防止、および情報モラル教育の推進（5月、11月）

### ② いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、早期発見の取り組みを行う。

#### 教職員側・学校体制

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・定期的な教育相談。また教育相談を効果的に実施するための職員研修。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

#### 保護者・地域との連携

- ・いじめの定義理解についての情報発信
- ・インターネット使用について、保護者の責任が認識できるよう情報の発信。

- ・いじめへの対処及び情報モラルについての共有。

### ③ いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行うために、教職員は些細な兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを個人で抱え込む、判断をするということはず、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告、相談し、組織的な対応を行う。

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携
- ・再発防止に向けた適切かつ継続的な指導

### ④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、

○いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること

○いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※心身の苦痛を感じたていないかどうかを本人・保護者に面談により確認する。

の条件を満たしていることとする。そのために次の取り組みを行う。

- ・様々な機会を与え、児童にいじめが及ぼす影響について考えさせるために、道徳の時間だけでなく、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・定期的に被害・加害児童の見守り及び相談活動を行うとともに、保護者との定期連絡を行う。

### ⑤ 教職員への研修

児童の心理や行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係を捉える教職員の資質・能力を高めるために、次の研修を行う。

- ・実践的な研修、カウンセリング演習を中心とした児童理解研修。
- ・法の確実な運用を行うための研修（状況に応じて外部講師を招く）。
- ・子どもの居場所づくりを考えるための学級経営研修。
- ・目の前の子ども一人ひとりを大切にする授業研修。
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の実施。

### ⑥ 学校懇話会、学校・地域・家庭連絡協議会・児童生徒交流会等の活用

まちとともに歩むみなとみらい本町小学校懇話会、横浜吉田中学校区学校・家庭・地域連携事業実行委員会、横浜吉田中学校小中一貫教育推進ブロックを活用し、いじめの問題や学校が抱える課題、子どもの居場所づくりについて、ブロック小中学校、保護者、地域と共有し、連携・共同して取り組むこととする。また、中学校との児童生徒交流日を活用する。

⑦ 取り組みの年間計画 ※予定

取 組 内 容		
4月	年間計画作成と重点指導内容の確認、引き継ぎ 児童指導全体会（児童理解研修）	入学式、学年懇談会などで基本方針説明
5月	中学校ブロック定例会① 児童指導全体会「YP研修」	家庭訪問 まちとともに歩む懇話会①
6月	生活アンケート実施①・教育相談① 児童指導全体会（YPアセスメント支援検討会①）	学・家・地連（基本方針説明）
7月	教育相談② 横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） 児童指導全体会（研修「行動分析学」）	個人面談① 地区懇談会「いじめ防止への地域の取組」をテーマに話し合い
8月	児童指導全体会（研修「いじめ事例検討会」）	
9月	児童指導全体会（研修「傾聴訓練」）	
10月	中学校ブロック定例会② 児童指導全体会（人権研修）	
11月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） 生活アンケート実施②・教育相談③ 児童指導全体会（YPアセスメント支援検討会②）	学・家・地連（子ども会議取組発表）
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン 児童指導全体会（いじめ教職員アンケート）	個人面談②
1月	「学校いじめ防止基本方針」ふり返りと検討	まちとともに歩む懇話会②
2月	教育相談④ 個別の教育支援計画・指導計画まとめ	
3月	年間のふり返り、新年度への引き継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

※日程、内容の変更がある場合があります。

#### 4 重大事態への対処

重大事態の疑いが発生した場合、次の対処を行う。

##### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

##### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（P D C Aサイクル）。